

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の概要

平成 29 年 4 月から、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）が始まります。

総合事業は「介護予防・生活支援サービス」と「一般介護予防事業」で構成され、高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的とします。

従来の介護予防給付のうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護が全国一律の介護保険サービスから総合事業へ移行します。

なお、訪問看護・福祉用具貸与等は現行と同様に介護予防給付とします。

移行にあたり、これまでサービスを利用されていた要支援の方は、これまでと同様のサービスを供給し、さらに市独自のサービスを創設し、新たな訪問型サービスや通所型サービスを実施します。市独自のサービスは、基準を緩和し、幅広く民間事業者が介護予防事業に参加できるようにし、従来より料金体系を選ぶことができます。

1 介護予防・生活支援サービス

対象者：要支援 1・2 及び国が定めた基本チェックリスト（25 項目の質問表）に該当した方

（※基本チェックリストを用いて相談・面接をし、必要な方には、介護予防ケアマネジメントを開始します。

これにより、従来のように介護認定を受けなくても、介護予防のための通所サービスや訪問サービスが迅速に利用することが可能になります。）

○訪問型サービス

区分	内容	対象者	実施方法	単価	利用料
現行相当サービス	訪問介護員による身体介護・生活援助	認知機能・身体機能の低下が見られ、専門職による支援が必要な方	事業者指定	予防給付 100% (現行の介護予防訪問介護の基準単価と同額)	1割(一定以上の所得ある者2割)
訪問型サービス A (緩和した基準)	自立支援のための生活援助や見守り	生活援助等の支援を行うことにより生活機能の維持向上が図れる方	事業者指定 委託事業者	予防給付の 70%	1割(一定以上の所得ある者2割)

訪問型サービスC (短期集中サービス)	保健師等による居宅での相談指導等	体力改善に向けた支援が必要な方。ADL・IADLの改善に向けた支援が必要な方	市が直接実施		利用者負担なし
------------------------	------------------	--	--------	--	---------

○通所型サービス

区分	内容	対象者	実施方法	単価	利用料
現行相当サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の介護予防通所介護と同様のサービス ・ 生活機能向上のための機能訓練を実施する 	認知機能・身体機能の低下が見られ、専門職による支援が必要な方	事業者指定	予防給付100% (現行の介護予防訪問介護の基準単価と同額)	1割(一定以上の所得ある者2割)
通所型サービスA (緩和した基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防を目的としたミニデイサービス ・ 運動やレクリエーション等による通所型サービス 	心身機能の低下がみられる方	事業者指定 委託事業者	予防給付の70%	1割(一定以上の所得ある者2割)
通所型サービスC (短期集中サービス)	生活機能を改善するための運動器の機能向上や口腔機能向上等のプログラムで3～6か月の短期間で実施する	ADL・IADLの改善に向けた支援が必要な方医師の意見書等によりサービス利用が可能であると判断された方	委託事業者	委託	利用者負担あり
			市が直接実施		材料費

○生活支援サービス

- ・配食サービス事業：独居・高齢者世帯などで、食事の調理が困難な方に、食事（夕食）の提供・安否確認を市内配食事業者へ委託（1食200円市で負担）
食事代金は個人負担

○介護予防ケアマネジメント

- ・介護予防・生活支援サービスが適切に提供できるように地域包括支援センター等がケアプランを作成します

2 一般介護予防事業

対象者：65歳以上のすべての高齢者の方が利用できます。

○介護予防把握事業

介護予防に必要な人を把握し、介護予防活動へつなぎます。

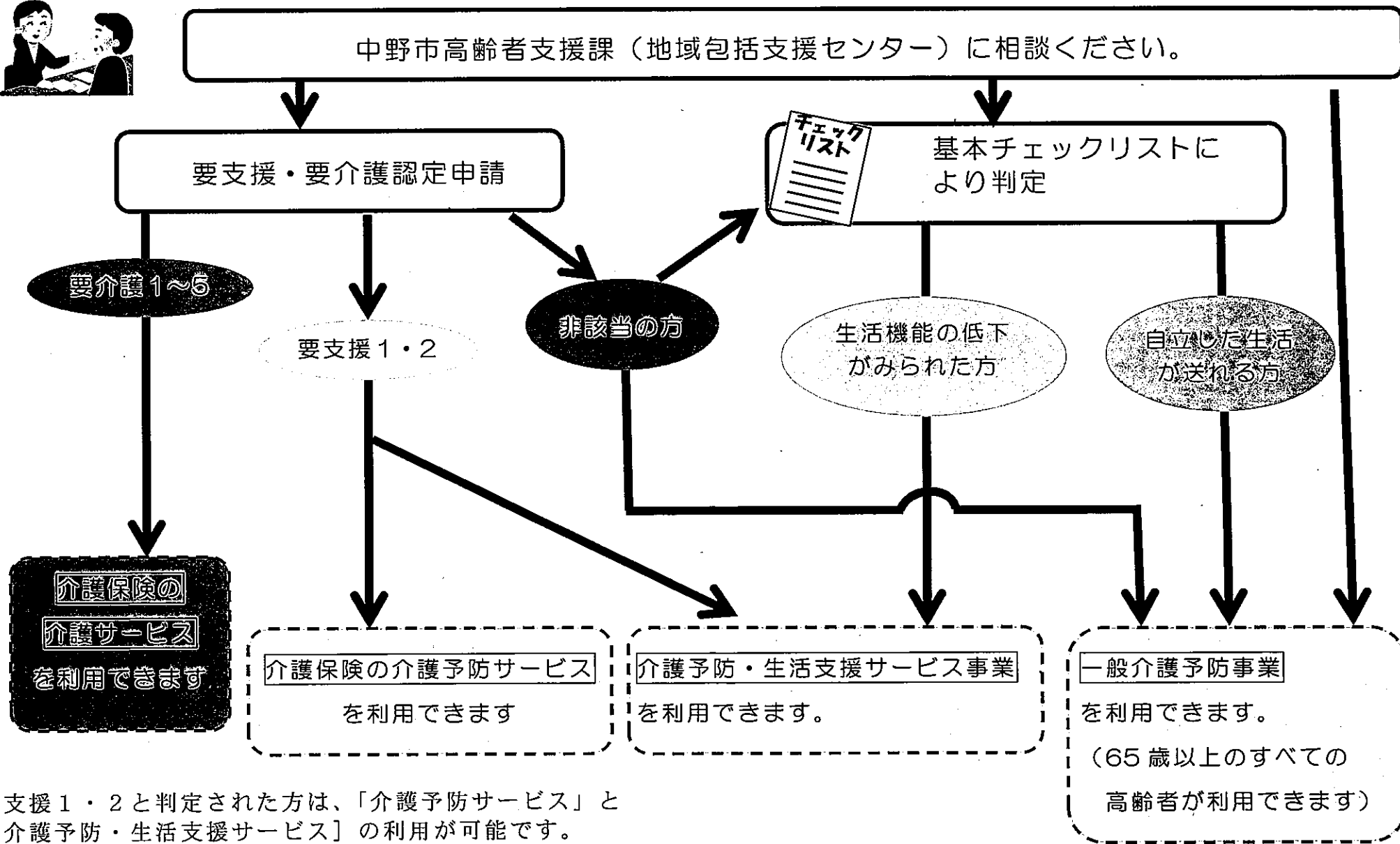
○介護予防普及啓発事業

区分	内容	実施方法	送迎	利用料
わかがえり教室	運動・栄養・認知症予防・口腔についての複合プログラムで教室を実施する。	委託	なし	無料
ひざ・腰らくらく教室	介護予防を目的とした運動の継続ができるよう支援し、地域での仲間づくりを行う。	委託	あり	利用負担あり
さんさん講座	介護予防等の知識により、健康の増進及び生きがいづくりを促進するための運動・音楽等の講座を実施する。	市が実施	なし	無料

○地域介護予防活動支援事業

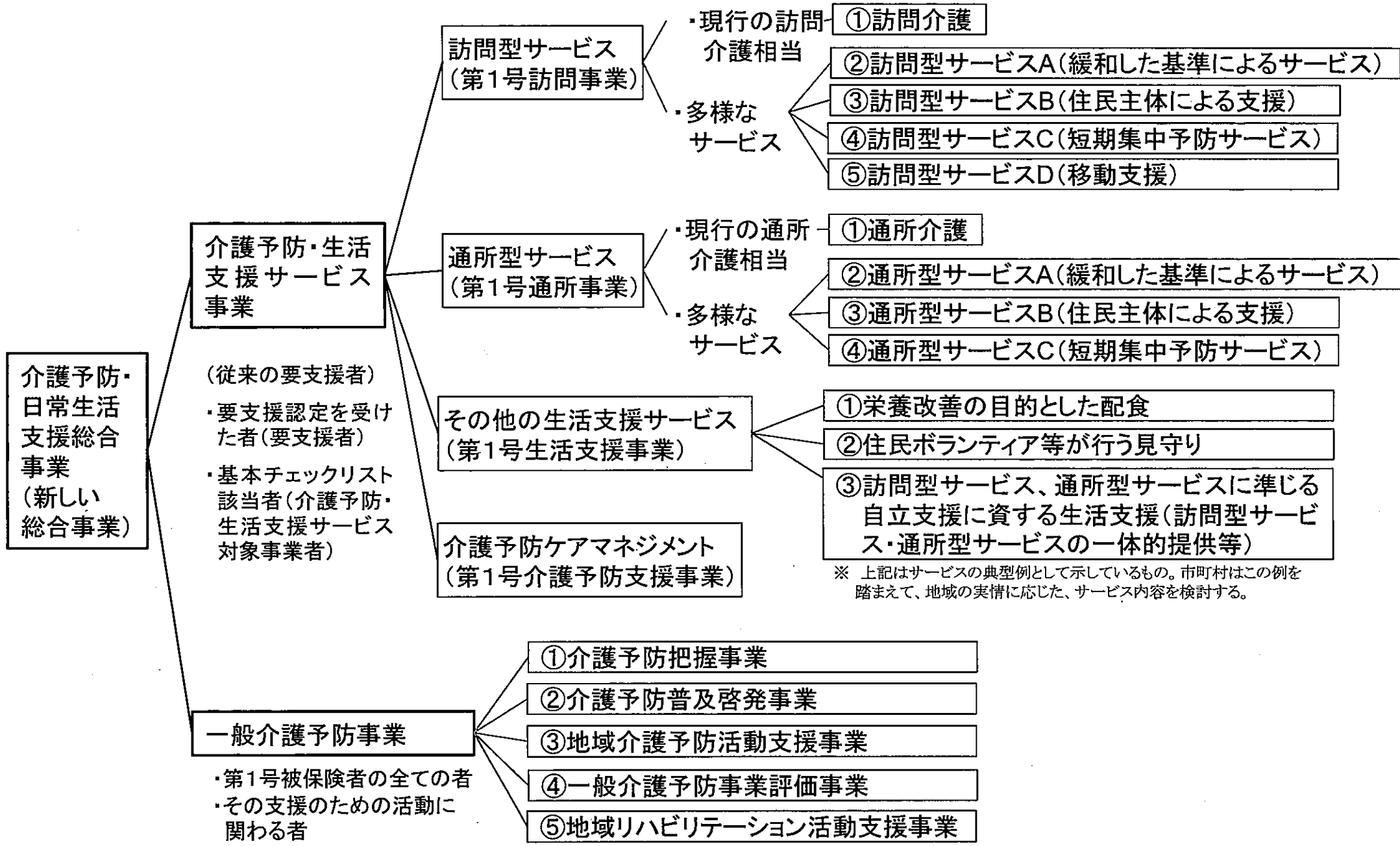
区分	内容	実施方法	送迎	利用料
ワンデイ教室	高齢者が参加・交流し、介護予防活動及び健康づくり活動を行う。	委託	なし	材料費

3 サービス利用の手順



※要支援1・2と判定された方は、「介護予防サービス」と「介護予防・生活支援サービス」の利用が可能です。

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

